

令和5年5月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和5年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和5年5月11日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第3号 市川市教育振興審議会委員の解嘱について
  - 5 報告第9号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
  - 6 議案第4号 市川市教育振興審議会への諮問について
  - 議案第5号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
  - 議案第6号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
  - 議案第7号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
  - 議案第8号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
  - 議案第9号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
  - 議案第10号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
  - 議案第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 議案第12号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
  - 議案第13号 市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行について
  - 7 報告第10号 小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について
  - 報告第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
  - 8 その他
  - 9 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第3号 市川市教育振興審議会委員の解嘱について
  - 2 報告第9号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
  - 3 議案第4号 市川市教育振興審議会への諮問について

- 議案第5号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- 議案第6号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第7号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
- 議案第8号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
- 議案第9号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第10号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第12号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第13号 市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行について
- 4 報告第10号 小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について
- 報告第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
- 5 その他(1) 令和5年度中学生海外派遣事業について

## 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	山元	幸惠
委員	島田	由紀子
委員	田中	大介

## 6 欠席者

委員	大高	究
委員	広瀬	由紀

## 7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	後藤	貴志
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
教育総務課長	樋口	智昭
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之

社会教育課長  
中央図書館長  
考古博物館長  
義務教育課長  
学校環境調整課長  
指導課長  
就学支援課長  
保健体育課長  
学校地域連携推進課長  
教育センター所長

宮本 隆之  
安永 崇  
杉山 元明  
城戸 三郎  
小笠原 勝海  
富永 香羊子  
日暮 真司  
関原 一久  
榎本 弘美  
横田 礼名

## 8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹  
// 副主幹  
// 副主幹  
// 副主幹  
// 主 査

須志原 みゆき  
岩瀬 絢子  
高野 喬  
新田 伸子  
木下 堯

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和5年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。なお、本日の会議におきましては、追加議案が1件ございます。本日の審議案件は、追加議案を含む、議案11件、報告3件、その他1件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第6号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」、議案第7号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」、議案第8号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」、議案第13号「市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、公開案件がすべて終了してから行うものとします。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、田中大介委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

## ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第3号「市川市教育振興審議会委員の解嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第3号「市川市教育振興審議会委員の解嘱について」ご説明いたします。議案の1ページ、2ページをご覧ください。市川市教育振興審議会におきましては、教育振興基本計画や、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議をしていただいております。この度、本審議会委員のうち、地域における教育の向上に資する活動をされている第4号委員である富家薫委員から、令和5年4月24日付けで、辞任の申出がありましたことから、当該委員の解

嘱について提案させていただくものでございます。後任委員につきましては、次回以降の定例教育委員会で改めてお知らせいたします。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続いて、説明の都合上「報告」に入ります。報告第9号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明してください。

#### ○教育長

教育長です。次の議案第4号におきまして、令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行うに当たり、市川市教育振興審議会の意見を求めることについて、ご審議いただきますが、この事務には教育委員会から教育長に委任された事務も含まれますことから、当該教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、議案第4号の審議に入る前に、報告させていただきます。なお、「別冊1 教育委員会点検・評価報告書案」のうち、5ページ以降に記載した、第3期市川市教育振興基本計画に基づく事務の点検・評価をお示しすることにより、行わせていただきます。また、内容の詳細は、議案第4号のご審議をいただく際に、担当課からご説明申し上げます。私からは、令和4年度の状況について、概要を申し上げます。それでは、別冊1の11ページから13ページをお願いいたします。「施策の評価結果一覧」でございます。第3期計画の施策について、令和4年度の評価をまとめております。第3期計画の点検・評価では、4段階の評価としております。各記号の見方は、11ページ上の囲み部分のとおり、「◎(二重まる)」は「施策の実現が図られてきている」、「○(ひとつまる)」は「施策の実現が概ね図られてきている」、「△(しろさんかく)」は「施策の実現が図られてきているといえない」、「▲(くろさんかく)」は「施策の実現が図られていない」を意味しております。施策は全部で44ございます。そのうち、令和4年度の評価は、42の施策については「○(ひとつまる)、施策の実現が概ね図られてきている」、2つの施策については「△(しろさんかく)、施策の実現が図られてきているといえない」といたしました。昨年度と比較して、評価を変更した施策についてご説明いたします。31ページをお願いいたします。目標3の施策2「食育の推進」でございます。令和3年度では評価を「△(しろさんかく)、施策の実現が図られてきているといえない」といたしました。令和4年度では「○(ひとつまる)、施策の実現が概ね図られてきている」といたしました。施策の成果指標が二つございまして、成果指標24の「『給食を楽しんで食べている』と回答する児童生徒の割合」と25の「『朝は主食とおかず(主食・副菜)がそろった食事をしている』

と回答する児童生徒の割合」でございます。成果指標24、25の数値はともにやや上昇しております。子どもたちの安心で充実した食の環境を整えるため、中学校等で令和5年1月から段階的に開始した学校給食費の無償化の取組を一つの契機とし、地産地消を取り入れた食育を進める授業や、コロナ禍で黙食が続く中、給食の献立の工夫など様々な取組を行ってまいりました。今後も子どもたちがこれまで以上に自ら食に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生きていくことができるよう、また食の基礎を身に付けることができるよう、努めてまいります。次に、88ページをお願いいたします。目標11の施策1「教育のICT環境整備」でございます。令和3年度は評価を「◎（二重まる）、施策の実現が図られてきている」といりましたが、令和4年度では「○（ひとつまる）、施策の実現が概ね図られてきている」といたしました。令和3年度はGIGAスクール構想の推進により児童生徒に1人1台の学習用端末の配布が完了したことに伴い、審議会からの提言を反映し、評価いたしました。令和4年度は、ICT環境について、学習用端末の配布が完了後、継続的な環境整備に努めているものの、ICT活用の積極的な環境を整える必要がありますことから「○（ひとつまる）、施策の実現が概ね図られてきている」といたしました。今後も確実にICT活用が図れるよう整備を進めてまいりたいと考えております。私からの報告は、以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

以上で説明は終わりました。詳細な説明は次の議案第4号で行われるとのことですので、具体的な内容に関する質疑応答はその際にお願ひできればと思います。ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第9号を終了いたします。続きまして「議案」に入ります。議案第4号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第4号「市川市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。議案5ページ、6ページをお願いいたします。はじめに、諮問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項におきまして、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価、（以下、点検・評価と申し上げます）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこと、また、教育委員会が点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするのが規定されております。このため、令和4年度の点検・評価について、市川市教育振興審議会（以下、教育振興審議会と申し上げます。）に意見を求めるため、諮問するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらが諮問書でございます。続きまして、右上に別冊1と記された冊子、「点検・評価報告書案」をお手元をお願いいたします。こちらは、教育委員会事務局が行った点検・評価で、教育振興審議会への諮問資料となるものでございます。本日は、この報告書案を「教育委員会の案」として教育振興審議会に諮問することについて、ご審議いただくものでご

ございます。修正すべき点等がある場合はそれを反映させたくて、教育振興審議会に諮問をいたします。

昨年度の教育振興審議会の答申においていただいた今後の点検・評価に向けた提言への対応について、ご説明いたします。提言は4点ございます。白い冊子「令和3年度の点検・評価報告書」の107ページから109ページに答申が掲載されており、このうち109ページに提言が記載されておりますので、109ページをお願いいたします。1つ目は(1)「新型コロナウイルス感染症拡大等の特別な状況下においては、施策の評価に際して、取組実績をより丁寧に評価することを、今後も考慮されたい。」とのご提言についてでございます。別冊1の22ページの方針1目標2施策1「幼児期における教育の推進」の真ん中あたり、評価の理由をご覧ください。2行目、「コロナ禍においても開催方法を工夫して幼児期に関する研修会を実施し」と記載しており、コロナ禍において活動が制限された施策については、評価の際に、コロナ禍という状況を考慮し、評価を行い、評価の理由に記載しております。2つ目は、(2)「成果指標の数値では進捗状況を捉えにくい施策については、取組内容を質の面からも評価するよう検討されたい。」とのご提言についてでございます。別冊1の16ページをお願いいたします。方針1目標1施策2「道徳教育の充実」の真ん中あたり、評価の理由をご覧ください。「コロナ禍においても、各学校で実施時期をずらして実施するなど工夫して着実に活動している。」と記載しており、成果指標に進捗状況が捉えにくい施策については、評価の際に、成果指標の数値が良好でなくても、取組の進捗状況も含めて、評価を行っております。評価の理由には、根拠となる取組の実績、及び成果指標の結果を記載しております。3つ目は、(3)「進捗が著しい施策については、現市川市教育振興基本計画において当初設定した成果指標を段階に応じて見直すなど、施策の展望を見据えた指標のあり方を検討されたい。」とのご提言についてでございます。別冊1の90ページをお願いいたします。方針3目標11施策2「教職員のICT活用指導力の向上」の真ん中あたり、評価の理由をご覧ください。「学校によりICT利活用の差が出始めたため、利活用を阻む状況についても独自に調査を行い、教職員の技量に応じた『ICT活用研修会』を開催するなど」と記載しており、評価の際に、施策に関連する成果指標では捉えきれない取組内容があると考えられるときには、別途実施されたアンケート調査の結果等から取組の内容を捉え、評価を行い、評価の理由に記載しております。4つ目は、(4)「相互に関連のある施策については、つながりを考慮して評価を行えるよう検討されたい。」とのご提言についてでございます。別冊1の26ページをお願いいたします。方針1目標2施策3「情報教育の推進」の真ん中あたり、評価の理由をご覧ください。関連のある施策として、ただいまご説明した90ページの方針3目標11施策2「教職員のICT活用指導力の向上」の取組を考慮して、評価を行っております。同様に90ページの方針3目標11施策2「教職員のICT活用指導力の向上」の施策につきましても、先ほどご説明した、26ページの方針1目標2施策3「情報教育の推進」の施策を考慮した評価を行っております。

次に、点検・評価の概要について、ご説明いたします。恐れ入りますが、別冊1の1ページをお願いいたします。中段をご覧ください。点検・評価の目的は、効果的な教育行政の推進、市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興を図



ることです。そして、点検・評価の対象は、令和4年度における教育委員会の活動状況と、第3期市川市教育振興基本計画に掲げる施策であります。最後に点検・評価の方法です。市川市教育振興基本計画の施策については、それを支える事業の取組状況や成果指標等の令和4年度の達成状況をもとに、教育委員会事務局で、施策の進捗状況の評価と今後の取組の方向性について検討いたしました。

次に、令和4年度の教育委員会の活動状況についてでございます。別冊1の2ページ、3ページをお願いいたします。2ページ上段に教育委員会の概要を記載し、その後「1 主な取組」として、(1)「教育行政運営方針に掲げた取組の実現」、(2)「学校給食費の無償化の段階的な開始」の2点について記載いたしました。そして、「2 教育委員会会議の開催状況」、「3 総合教育会議の開催状況」、「4 その他の活動状況」、そして5として、令和4年度の「活動のふりかえり」とともに、「今後の取組の方向性」として、「子どもの多様性に寄り添いながら、誰一人取り残さない学校づくりに努め」、「誰もが自分らしく学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図ります。」「令和5年度は、第4期市川市教育振興基本計画を策定し、歩みを止めず、施策の実現につなげていきます。」としております。

次に、別冊1の5ページ、6ページをお願いいたします。こちらは、第3期市川市教育振興基本計画の体系図です。三つの方針のもとに12の目標があり、それぞれ計44の施策が紐づいております。この施策に関する説明は、時間が限られておりますので、先ほど教育長からの報告のございました施策を除き、△「しろさんかく」の評価である「施策の実現が図られてきているといえない」と評価した2つの施策についてご説明させていただきます。

はじめに別冊1の30ページをお願いいたします。「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」についてでございます。こちらは、成果指標が2つあります。成果指標22「小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率」は、やや減少したものの目標値を大きく離れている状況にあります。市内小学校では全校にて「体力づくり」「望ましい生活リズムの確立」などについてヘルシースクールプランの作成・推進を行っており、学校内だけでなく、家庭と連携しながら、望ましい生活習慣を身に付ける意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、32ページをお願いいたします。「体力向上の取組の推進」についてでございます。成果指標は2つです。成果指標26「新体力テストの総合得点Tスコア」、27「『お子さんは、すすんで（外で遊ぶなど）体を動かしている』と回答する保護者の割合」では、ともに目標値を下回っております。特に、26「新体力テストの総合得点Tスコア」では目標値からは離れているものの、小学校男女、中学校男子で数値が上昇しております。短期間に成果が出にくい側面もありますことから、今後もこれらの結果を十分に分析して、対策を講じて、児童生徒の体力向上につなげられるよう取組を進めることが求められます。

最後に、今後の予定でございます。本日、本議案をご承認いただけた場合、市川市教育振興審議会に諮問を行い、ご審議・答申をいただきました後、6月の定例教育委員会におきまして、答申の報告、そして、改めて報告書案について教育委員の皆様にご審議をいただく予定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第5号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第5号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。議案の7ページをご覧ください。本年5月26日をもって任期満了となる委員について、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱し、及び任命する必要があります。議案の8ページをご覧ください。委嘱・任命委員一覧のとおり、学校関係者3名、関係行政機関職員3名、関係団体の代表2名、合計8名を委員として委嘱してよろしいか伺います。また、市の職員5名を委員として任命してよろしいか伺います。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたがけれども、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第9号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。はじめに、提案理由について、ご説明いたします。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由等により、高等学校又は高等専門学校への修学が困難な方に対しまして、教育の機会均等を図ることを目的とした奨学資金制度を実施しております。この奨学生の選考等につきましては、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、ご審議いただいているところでございます。この度、2名の委員から辞任の申出があったことから、当該委員の解嘱と新たな委員の委嘱について提案させていただくものです。解嘱委員と委嘱委員は議案の10ページのとおりで

ございます。委嘱委員の任期につきましては、前任者の残任期間とされていることから、令和5年11月30日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第10号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第10号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。本案は、学校施設の開放の目的及び運動場等を使用することができる団体の要件を見直すほか、市川市教育委員会の登録を受けた団体が当該登録の更新を受ける場合の手続きを見直したく、本規則の一部を改正する必要があることから、提案をさせていただくものです。主な規則改正でございますが、議案の14ページ、改正後をご覧ください。第1条の目的に「青少年の健全育成」を図ることを目的とする旨を明記すること。次に、第4条の使用することができる要件を、「5人以上の者で構成されていること」を追加すること、及び「本市に居住し、勤務し、又は通学する者がおおむね4分の3以上を占めていること」を要件とすること。以上が今回の主な改正内容となります。最後に、施行期日です。本規則の運用は、令和5年10月1日から開始することから、同日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。議案第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。別冊3をご覧ください。1ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するに当たり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。2ページ以降は委員一覧になります。3ページのように、「任命委員一覧」となっている学校・幼稚園につきましては、令和4年度末に学校運営協議会委員の任期が満了したことから、学校長・園長のご推薦をもとに、任命予定者を挙げさせていただいたものでございます。飛びまして8ページをお願いいたします。8ページのように、「解任委員・任命委員一覧」となっている学校・幼稚園につきましては、辞任の申出のあった委員の解任と、新たな委員の任命が必要となるものでございます。なお、対象学校の校長や教職員が退職や他校に異動された場合などは、資格を自動的に喪失するため解任予定者として提案はしておりません。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第12号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○教育センター所長

教育センター所長です。議案第12号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案15ページから16ページをご覧ください。市川市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、第1号委員、医師6名、第2号委員、学識経験のある者3名、第3号委員、特別支援教育の関係者4名、合計13名を教育支援委員会委員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めますのでございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第10号「小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○義務教育課長

義務教育課長です。報告第10号、「小中一貫型小学校・中学校（高谷中学校・信篤小学校・二俣小学校）の統括校長の指名に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の17ページをご覧ください。令和3年4月1日施行の市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則第49条の3第1項の規定に基づき、小中一貫校・信篤三つ葉学園に令和4年度から統括校長を置いております。統括校長は、同条第2項の規定により、小中一貫校の校長のうちから、教育委員会が指名することとされています。この度の人事異動に伴い、この指名については、職員の任免その他の人事に関することに該当するため、教育委員会の議決を要するものとなります。なお、具体的な内容につきましては、18ページのとおりでございます。また、本来であれば、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、信篤三つ葉学園の今年度第1回目の会議まで、教育委員会の会議を開催する時間がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第10号を終了いたします。次に、報告第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長でございます。報告第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の19ページから25ページをご覧ください。大柏小学校、菅野小学校、曾谷小学校、新井小学校、稲越小学校そして塩浜学園の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申出があった委員の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、5月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、報告第10号と同様に、教育長が臨時代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第11号を終了いたします。続きまして「その他」に入ります。その他（1）「令和5年度中学生海外派遣事業について」を説明してください。

#### ○指導課長

指導課長です。令和5年度中学生海外派遣事業につきまして、ご説明いたします。中学生の国際理解教育の一環として毎年実施しており、今年度もドイツ連邦

共和国ローゼンハイム市へ7月21日（金）から8月1日（火）の12日間の日程で実施いたします。令和2年度から4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン等による交流でしたので、今年度のドイツへの派遣は、4年ぶり21回目となります。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡などの異文化を「見て、触れて、感じる」ことにより、国際感覚の育成につながるものと考えております。また、学習効果を高めるため、ドイツの生徒と共通のテーマを設定し、それぞれの国の違いを学ぶプログラムといたしております。派遣人数は、市内公立中学生16名、引率教員3名、引率職員1名、コーディネーター1名、合計21名の予定です。派遣を終えましたら、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。私の方から1点お伺いします。コロナの影響でずっと実現できず、今年度実施ということですが、今後のコロナの状況、世界情勢も含めまして、実施について今後検討の余地があるのでしょうか。それとも、今年度は絶対に行くという方向なのか、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

#### ○指導課長

指導課長です。今年度は、5月27日に保護者説明会を行う予定でございます。国際情勢も含めまして、飛行機の飛び方も今までと違うことや万が一に備えて、職員を1名増やすなどの対応をしておりますこと、また、実施が困難な状況になった場合には、中止も検討するというところで保護者の方にはご理解いただきたいと考えております。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

とても不確かな時代ですが、ぜひ実現することを祈っております。よろしくお願いたします。

それでは、他にはご意見等ないようですので、その他(1)を終了といたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いたします。

#### ○教育長

それでは、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第13号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育次長、各部部长・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

（「別冊2：議案第6号、第7号、第8号」配付）

#### ○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、お願いたします。

#### ○山元幸恵委員

議事を再開いたします。議案第6号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求

めます。

**○指導課長**

指導課長です。議案第6号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」ご説明申し上げます。お手元の別冊2の1ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されておりますので、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。また、この協議会の運営に関する規約の制定に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。なお、本年度は令和6年度使用の教科用図書のうち、小学校用教科書、特別支援学校用の教科書、学校教育法附則第9条第1項に規定する一般図書の採択を行うこととなっております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**○山元幸恵委員**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○山元幸恵委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

**○指導課長**

指導課長です。議案第7号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」ご説明申し上げます。教科書採択に当たりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**○山元幸恵委員**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

### ○教育長

それでは、次に、議案第8号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」に入りますが、私と山元幸恵委員は同委員への推薦を受けていることから、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、私と山元幸恵委員は、一旦退席いたします。この退席により会議の定足数が不足となりますが、同法第14条第3項ただし書の規定により、議決をすることができますことを申し添えます。また、私と山元幸恵委員の退席の間、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、島田由紀子委員を指名いたします。島田由紀子委員、お願いいたします。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長 山元委員 退席】

### ○島田由紀子委員

それでは、議事を再開いたします。議案第8号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

### ○指導課長

指導課長です。議案第8号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」ご説明申し上げます。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることを踏まえ、教育委員会は採択地区協議会の委員を推薦することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員5名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、規約にありますとおり、保護者の代表1名も推薦することとなっております。現時点では委員候補者が決定しておりません。決定次第、速やかに手続をすすめて、次回定例教育委員会で説明させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

### ○島田由紀子委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○島田由紀子委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育



長と山元委員に入室していただきます。

【教育長 山元委員 再入室】

○島田由紀子委員

ただいま審議が終わり、議案第8号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を原案のとおり可決いたしました。それでは、お配りいたしました議案の別冊2につきましては、回収させていただきます。

(「別冊2：議案第6号、第7号、第8号」回収)

○島田由紀子委員

それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

かしこまりました。これより、議案第13号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育次長、各部部長・次長、保健体育課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

(「追加議案：議案第13号」配付)

○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。議事を再開いたします。議案第13号「市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第13号「市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行について」ご説明いたします。追加議案の1ページから4ページをご覧ください。令和5年5月2日付け市川第20230426-0107号「市長の事務の補助執行について（協議）」により、市長から地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部の補助執行について、協議の申入れがございました。補助執行の対象とされている事務は、元保育士で中学生の子を持つ保護者外2名が市川市に対し、文部科学大臣が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」は、病原体の名称や対象とする感染症を明記しておらず、このような感染症法に規定された正しい知識を普及させる役割から逸脱した衛生管理マニュアルに基づいて県内の学校等で感染症対策が行われた結果、マスク着用を要請され多大な精神的な被害を受けたことなどから、申立人1人につき1円を支払うよう調停を申し立てた事件において、調停上の行為を行うものでございます。当該調停事件に対応するためには、調停の申立内容に係る事務を所管して

いる教育委員会事務局学校教育部保健体育課の職員が当該調停上の行為に係る事務を補助執行する必要があることから、市長からの協議申入れに異議がないものとして、市長に対し協議申入れを承諾する旨の回答をし、市長と協議書を取り交わしてよろしいか伺うものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、お配りいたしました追加議案につきましては、回収させていただきます。

(「追加議案：議案第13号」回収)

○山元幸恵委員

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員 再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和5年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時55分閉会)